

青森県教育委員会第287回臨時会会議録

期 日 平成23年2月27日（日）

場 所 教育庁教育委員会室（非公開の会議については教育委員室）

議事目録

報告第1号	議案に対する意見について
報告第2号	行政文書不開示決定処分に対する異議申立てに係る決定について
報告第3号	保有個人情報一部開示決定処分に対する異議申立てに係る決定について
議案第1号	青森県教育委員会事務局及び教育機関（学校を除く。）の職員の人事について・・・・・・・・・・・・・・・・原案決定
議案第2号	学校職員の人事について・・・・・・・・・・・・・・・・原案決定
議案第3号	学校職員の人事について・・・・・・・・・・・・・・・・原案決定
議案第4号	青森県立学校学則の一部を改正する規則案・・・・・・・・原案決定
議案第5号	青森県立学校管理規則の一部を改正する規則案・・・・・・・・原案決定

平成23年2月27日（日）

- ・開会 午前10時30分
- ・閉会 午前11時35分
- ・出席者の氏名
鈴木秀和、福島哲男、島康子、高橋幸江、清野暢邦、橋本都（教育長）
- ・説明のために出席した者の職
川村教育次長、白石教育次長、川村参事、教育政策・学校教育・教職員・学校施設・生涯学習・スポーツ健康・文化財保護各課長
- ・会議録署名委員
福島委員、高橋委員
- ・書記
鈴木学、中村尚吾

会 議

議事

報告第1号 議案に対する意見について

(川村教育次長)

県議会第265回定例会に提出された一般会計予算案2件、一部改正条例案3件の計5件の議案について知事から意見を求められたが、緊急を要するため、青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき、教育長において臨時に代理し、原案に同意することとして処理したので報告するとともに、同意した議案の内容について説明する。

「平成23年度青森県一般会計予算案（教育委員会所管分）」について

青森県行財政改革大綱に基づいた行財政改革への取組を徹底するとともに、「青森県基本計画未来への挑戦」を推進するための重点事業をはじめ、「青森県教育施策の方針」に基づき、確かな学力の向上や豊かな人間性の育成など「教育は人づくり」という視点に立った施策の推進に意を用いた結果、教育委員会関係の予算総額は、1,392億6,394万3千円となった。これを平成22年度当初予算と比較すると、率にして0.5パーセントの減となり、また、この額の一般会計予算総額に占める割合は0.1ポイント減の20.1パーセントとなる。

なお、計上した歳出予算の主な事業等については、既に説明していることから説明を省略する。

「平成22年度青森県一般会計補正予算（第7号）案（教育委員会所管分）」について
今回の補正予算の歳出予算額は、6億5,667万3千円の増額となっている。これを既決予算額と合計すると、補正後の歳出予算額は1,418億9,971万8千円となる。

なお、計上した歳出予算の主な事業等については、既に説明していることから説明を省略する。

「青森県学校職員定数条例の一部を改正する条例案」について

このたびの改正は、学校職員の定数を、高等学校、特別支援学校及び小・中学校あわせて13,477人から6人増の13,483人に改めるものである。

この条例案は、平成23年4月1日からの施行である。

「青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例の一部を改正する条例案」について

青森県総合社会教育センター及び青森県立郷土館の管理を指定管理者に行わせることができることとするため、所要の整備を行うものである。

「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案」について

民間においては期間を定めて雇用される者については、育児休業等の取得が可能であることから、国の非常勤職員についても育児休業等を行うことができるよう、仕事と子育ての両立支援の観点から、「国家公務員の育児休業等に関する法律」及び「地方公務員の育児休業等に関する法律」が改正され、平成23年4月1日から施行されることとなった。

これらの法改正を受け、本県も国に準じて、「職員の育児休業等に関する条例」の一部を改正するものである。主な改正内容は次のとおり。

- 1 非常勤職員について、子の養育の状況に応じ育児休業を行うことができることとしたこと。
- 2 育児休業を取得できる期間は、原則として子が1歳に達する日までとしたこと。
- 3 非常勤職員について、3歳に達するまでの子を養育するため1日2時間を限度として部分休業を取得できること。

なお、改正後の条例は、国と同様に平成23年4月1日から施行するものである。

(鈴木委員長)

何か質問、意見はあるか。

なければ、報告第1号については了解した。

報告第2号 行政文書不開示決定処分に対する異議申立てに係る決定について
(非公開の会議に付き記録別途)

報告第3号 保有個人情報一部開示決定処分に対する異議申立てに係る決定について
(非公開の会議に付き記録別途)

議案第1号 青森県教育委員会事務局及び教育機関(学校を除く。)の職員の人事について
(非公開の会議に付き記録別途)

議案第2号 学校職員の人事について
(非公開の会議に付き記録別途)

議案第3号 学校職員の人事について
(非公開の会議に付き記録別途)

議案第 4 号 青森県立学校学則の一部を改正する規則案

(奈良教職員課長)

このたびの改正は、七戸高等学校八甲田校舎の廃止、青森工業高等学校の移転、青森工業高等学校等の学科の設置及び廃止並びに青森若葉養護学校の高等部の設置及び七戸養護学校等の障害種別の追加に伴い、所要の整備を行うものである。

なお、施行期日は平成 23 年 4 月 1 日である。

(鈴木委員長)

何か質問、意見はあるか。

なければ、議案第 4 号は原案のとおり決定することに異議はないか。

(全委員)

異議なし。

(鈴木委員長)

議案第 4 号は原案どおり決定する。

議案第 5 号 青森県立学校管理規則の一部を改正する規則案

(奈良教職員課長)

このたびの改正は、高等学校において舎監を命ずる職を拡充するために行うものである。

具体的には、これまでの教諭のほかに、養護教諭、講師、養護助教諭又は実習助手にも舎監を命ずることができるようにするものである。

なお、施行期日は平成 23 年 4 月 1 日である。

(鈴木委員長)

何か質問、意見はあるか。

なければ、議案第 5 号は原案のとおり決定することに異議はないか。

(全委員)

異議なし。

(鈴木委員長)

議案第 5 号は原案どおり決定する。